

(別添日程)

平成27年度前期 特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が9割を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定ですので、御承知願います。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	手 続 き
(平成 27 年) 7 月 31 日	・ 紹介率最高法人への紹介率が9割を超える見通しだが、「その他正当な理由」(④の理由の場合)がある場合の県への申し出期限
8 月 3 日 ↓ 8 月 26 日	・ 上記申し出のあった事業所においてヒアリング等の実施 * 日程については追って所管健康福祉事務所等から連絡します。
9 月 1 日	・ ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
9 月 15 日 【必着】	・ 特定事業所集中減算に係る報告書類提出 (事業所→所管健康福祉事務所等) * 追加で資料を求める場合があります。
10 月 13 日頃	・ 「正当な理由」を申し出た事業所への結果通知